

下松市土木系工事・営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領の一部改正について（お知らせ）

令和6年 8月 8日
技 術 監 理 課

建設業界においては、建設現場における担い手の中長期的な育成・確保のため、週休2日の取得を含めた「働き方改革」への取組が課題となっています。

下松市では令和2年度より週休2日モデル工事を実施しているところですが、週休2日の実現に向けた取組を強化するため、令和6年10月1日から週休2日工事として実施要領を以下のとおり一部改正します。

1. 要領の一部改正

①下松市土木系工事における「週休2日工事」の実施要領

②下松市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領

※要領の名称変更を行い、補正率を月単位、通期に改正しました。

2. 改正内容

	改正前(R6.10.1以前)		改正後(R6.10.1以降)	
	土木工事	営繕工事	土木工事	営繕工事
種別	週休2日モデル工事 週休2日交替制モデル工事	週休2日モデル工事	週休2日工事(現場閉所型) 週休2日工事(交替制)	週休2日工事
対象工事	現場作業を行う期間が1ヶ月以上	対象として発注する工事	現場作業を行う期間が1週間以上	対象として発注する工事
発注方式 実施方法	【発注者指定型】 4週8休以上の補正係数を各経費に乗じて発注 【受注者希望型】 経費補正なしで発注 週休2日実施希望の有無協議 4週6休以上の実施協議	【発注者指定型】 4週8休以上に労務費を補正し発注 【受注者希望型】 4週8休以上に労務費を補正し発注 週休2日実施希望の有無協議 4週6休以上の実施協議	【発注者指定型】 通期の補正係数を各経費に乗じて発注 通期、月単位の実施協議 -	【発注者指定型】 月単位の補正係数を各諸経費に乗じて発注 【受注者希望型】 通期の補正係数を各諸経費に乗じて発注 月単位の実施の有無協議(無しの場合は通期)

- ・月単位の週休2日工事とは、対象期間において全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行う工事
- ・通期の週休2日工事とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行う工事

3. 対象工事である旨の明示

土木系工事は、発注者指定型「週休2日工事（現場閉所型）」、発注者指定型「週休2日工事（交替制）」の対象工事である旨を現場説明書に明示します。

営繕系工事は、「週休2日工事（発注者指定型）」又は「週休2日工事（受注者希望型）」の対象工事である旨を現場説明書に明示します。

4. 適用基準日

令和6年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

以上